

議案第 44 号

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市手数料条例の一部を改正する条例

橋本市手数料条例(平成18年橋本市条例第75号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改正後	改正前
(事務の種類及び金額)	(事務の種類及び金額)	(事務の種類及び金額)
第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする	第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする	第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする
(1)～(20) 略	(1)～(20) 略	(1)～(20) 略
(21) 租税公課に関する証明 1件につき 200円 租税公課の種類及び年度ごとに1件とし、市民税及び県民税又は固定資産税及び都市計画税について、併せて証明するときはそれぞれ2税目を1種類とする。ただし、固定資産税及び都市計画税については、土地・家屋(補充)課税台帳による8筆(棟)までを1件とし、9筆(棟)以上は、8筆(棟)以内を加えるごとに200円を加算する。	(21) 租税公課の種類及び年度ごとに1件とし、市民税及び県民税又は固定資産税及び都市計画税について、併せて証明するときはそれぞれ2税目を1種類とする。ただし、固定資産税及び都市計画税については、土地・家屋(補充)課税台帳による8筆(棟)までを1件とし、9筆(棟)以上は、8筆(棟)以内を加えるごとに200円を加算する。	(21) 租税公課の種類及び年度ごとに1件とし、市民税及び県民税又は固定資産税及び都市計画税について、併せて証明するときはそれぞれ2税目を1種類とする。ただし、固定資産税及び都市計画税については、土地・家屋(補充)課税台帳による4筆(棟)までを1件とし、5筆(棟)以上は、4筆(棟)以内を加えるごとに200円を加算する。
(22) 土地、建物に関する証明 1件につき 200円 土地・家屋(補充)課税台帳による8筆(棟)までを1件とし、9筆(棟)以上は、8筆(棟)以内を加えるごとに200円を加算する。	(22) 土地、建物に関する証明 1件につき 200円 土地・家屋(補充)課税台帳による8筆(棟)までを1件とし、9筆(棟)以上は、8筆(棟)以内を加えるごとに200円を加算する。	(22) 土地、建物に関する証明 1件につき 200円 土地・家屋(補充)課税台帳による4筆(棟)までを1件とし、5筆(棟)以上は、4筆(棟)以内を加えるごとに200円を加算する。
(23)～(52) 略	(23)～(52) 略	(23)～(52) 略
(53) 前各号に掲げるもの以外の証明又は公簿、公文書若しくは図面の閲覧 1件につき 200円 ただし、一般に周知する必要がある公簿、公文書及び図面の閲覧については、手数料を徴収しない。	(53) 前各号に掲げるもの以外の証明又は公簿、公文書若しくは図面の閲覧 1件につき 200円 ただし、一般に周知する必要がある公簿、公文書及び図面の閲覧については、手数料を徴収しない。	(53) 前各号に掲げるもの以外の証明又は公簿、公文書若しくは図面の閲覧 1件につき 200円 ただし、一般に周知する必要がある公簿、公文書及び図面並びに地番図、土地台帳及び家屋台帳の閲覧については、手数料を徴収しない。
2 略	2 略	2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第53号の規定は、平成29年4月1日から施行する。